

# 相続の登記は司法書士です

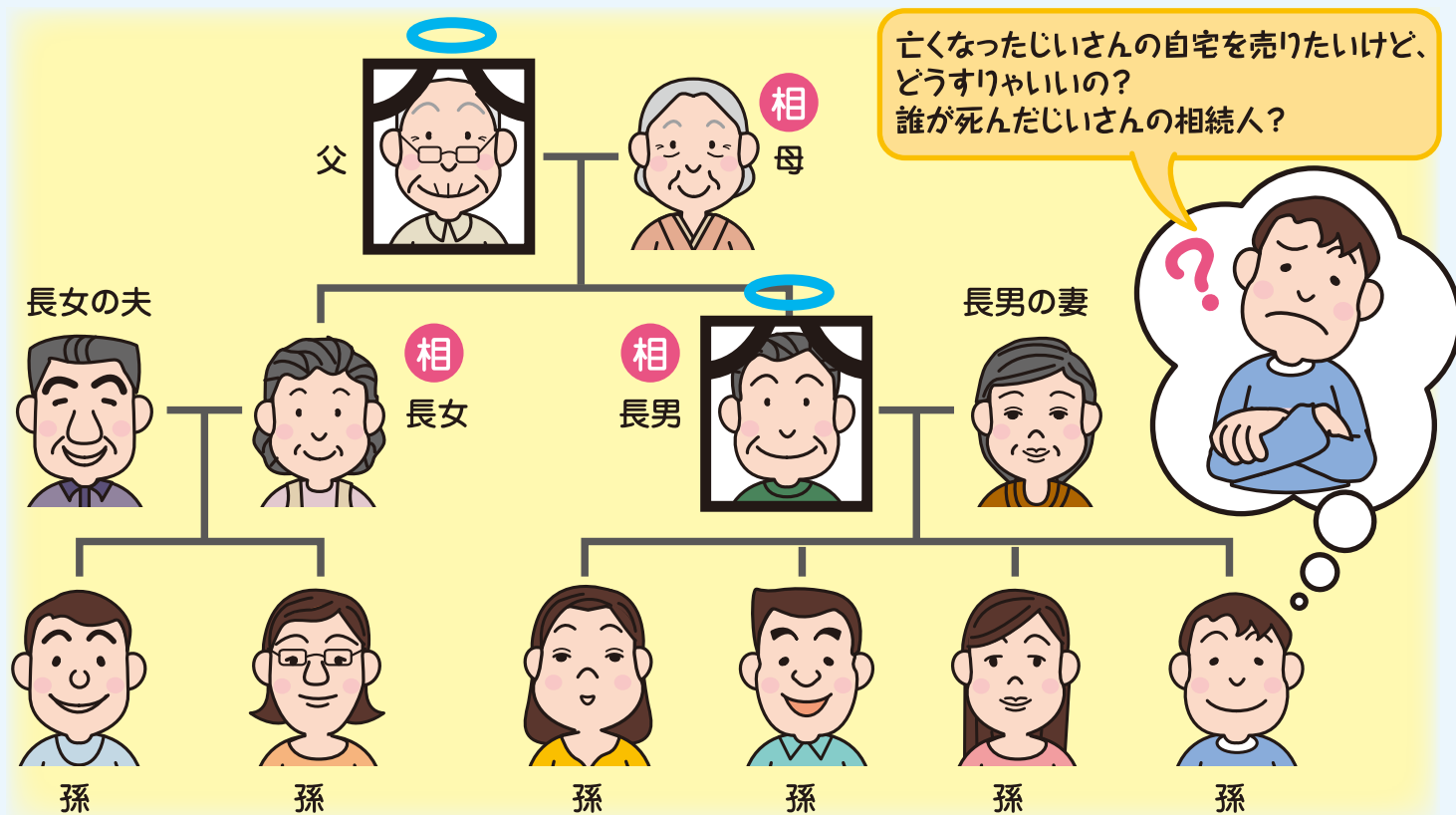
## 2月は「相続登記はお済みですか月間」

相談無料  
秘密厳守



ご自宅の名義が、亡くなられた方のままということがございませんか。

相続登記を放置していると、相続関係が複雑になり、後々トラブルにつながる可能性があります。島根県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と題して、相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割など相続に関する無料相談を行います。日時、及びご予約方法は下記のとおりとなっておりますので、お気軽にご利用ください。



### 平成30年2月の相談会

相談会は、県内各司法書士事務所で行います。〈ご予約は各司法書士事務所へ〉  
(土・日・祝日は除く)

●下記会場でも相談会を行います。予約は**0852-60-9211** (毎週 月・火・木曜日: 12:00~15:00)

4日(日)	六日市基幹集落センター (鹿足郡吉賀町)	17日(土)	今市コミュニティセンター (出雲市)
15日(木)	益田市人権センターあすなろ館 (益田市)		海士町役場 (隠岐郡)
17日(土)	朝日公民館 (松江市)	18日(日)	知夫村役場 (隠岐郡)

完全予約制 予約優先